

令和8年度 沖縄県放課後児童支援員認定資格研修開催について

沖縄県は放課後児童クラブ（以下、「児童クラブ」という。）に勤務し、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「省令基準」という。）第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する方を対象に、「放課後児童支援員」の有資格者となるための研修（以下、「認定資格研修」という。）を実施します。

1. 研修の目的

この「認定資格研修」は、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、基準及び放課後児童クラブ運営指針（令和7年1月22日こ成環第16号こども家庭庁成育局長通知 以下「運営指針」という。）に基づく放課後児童支援員として役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の必要な考え方や心得を認識してもらうことを目的としています。

2. 実施主体

実施主体：沖縄県

3. 受講対象者

- ① 基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当し、放課後児童健全育成事業に従事する者、及び、当該市町村において従事を予定する者であって、市町村から推薦を受けた者。その他、沖縄県が適当と認めた者。
- ② 修了に必要な全日程を受講できる者。※原則、クラスをまたがった受講はできません。

基準第 10 条第 3 項の概要

- (1) 保育士資格を有する者
- (2) 社会福祉士資格を有する者
- (3) 高卒で、2 年以上児童福祉事業に従事した者
- (4) 教育職員免許法第 4 条に規定する免許状を有する者
- (5) 大学関係課程（※）を学び卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む）
- (6) 関係課程（※）を学び大学院に入学した者
- (7) 大学院で関係課程（※）を学び卒業した者
- (8) 外国の大学で関係課程（※）を学び卒業した者
- (9) 高卒で、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したものであって、市町村長が適当と認めた者
- (10) 5 年以上、放課後児童健全育成事業に従事したものであって、市町村長が適当と認めた者

※社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

4. 日 程

本島 4 クラス

クラスごとの日程は、下記のとおりです。全日程出席可能なクラスを第2希望まで選択してください。

※全て対面研修で行います。

科目	内容
科目①	放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
科目②	放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
科目③	子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
科目④	子どもの発達理解
科目⑤	児童期(6歳～12歳)の生活と発達
科目⑥	障害のある子どもの理解
科目⑦	特に配慮を必要とする子どもの理解
科目⑧	放課後児童クラブに通う子どもの育成支援

科目	内容
科目⑨	子どもの遊びの理解と支援
科目⑩	障害のある子どもの育成支援
科目⑪	保護者との連携・協力と相談支援
科目⑫	学校・地域との連携
科目⑬	子どもの生活面における対応
科目⑭	安全対策・緊急時対応
科目⑮	放課後児童支援員の仕事内容
科目⑯	放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

北部会場【10月スタート】クラス				
日程	10月25日(日)	10月26日(月)	11月9日(月)	11月20日(金)
会場	北部雇用能力開発センター 多目的ホール			
時間	受付			
10:00～	受付			
10:30～10:40	オリエンテーション			
10:40～12:10	科目①	科目⑫	科目⑧	科目⑨
13:00～14:30	科目④	科目⑩	科目⑪	科目⑭
14:40～16:10	科目⑤	科目②	科目⑦	科目⑮
16:20～17:50	科目⑥	科目③	科目⑬	科目⑯
南部会場【11月スタート】クラス				
日程	11月30日(月)	12月1日(火)	12月7日(月)	12月8日(火)
会場	てだこホール市民交流室			
時間	受付			
10:00～	受付			
10:30～10:40	オリエンテーション			
10:40～12:10	科目①	科目⑧	科目⑫	科目⑬
13:00～14:30	科目②	科目⑪	科目⑨	科目⑭
14:40～16:10	科目④	科目⑥	科目⑩	科目⑮
16:20～17:50	科目⑤	科目③	科目⑦	科目⑯
中部会場【12月スタート】クラス				
日程	12月16日(水)	12月17日(木)	12月23日(水)	1月15日(金)
会場	沖縄市 農民研修センター 大研修室			
時間	受付			
9:00～	受付			
9:30～9:40	オリエンテーション			
9:40～11:10	科目①	科目⑧	科目⑬	科目⑥
11:20～12:50	科目②	科目⑪	科目⑫	科目⑦
13:40～15:10	科目④	科目③	科目⑨	科目⑮
15:20～16:50	科目⑤	科目⑩	科目⑭	科目⑯
南部会場【1月スタート】クラス				
日程	1月11日(月)	2月1日(月)	2月3日(水)	2月22日(月)
会場	沖縄県総合福祉センター ゆいホール			
時間	受付			
9:00～	受付			
9:30～9:40	オリエンテーション			
9:40～11:10	科目①	科目⑧	科目⑫	科目⑬
11:20～12:50	科目④	科目⑪	科目⑨	科目⑭
13:40～15:10	科目⑤	科目②	科目⑩	科目⑮
15:20～16:50	科目⑥	科目③	科目⑦	科目⑯

離島地域2クラス(宮古島・石垣)

クラスごとの日程は、下記のとおりです。※全て対面研修で行います。

宮古島会場クラス				
日程	9月19日(土)	9月20日(日)	10月17日(土)	10月18日(日)
会場	宮古島市役所 大ホール			
時間	受付			
9:00~	受付			
9:30~9:40	オリエンテーション			
9:40~11:10	科目①	科目⑧	科目④	科目③
11:20~12:50	科目②	科目⑪	科目⑤	科目④
13:40~15:10	科目③	科目⑥	科目⑫	科目⑤
15:20~16:50	科目⑦	科目⑩	科目⑨	科目⑬

石垣会場クラス				
日程	10月2日(金)	10月3日(土)	10月4日(日)	10月5日(月)
会場	沖縄県庁八重山合同庁舎			
時間	受付			
9:00~	受付			
9:30~9:40	オリエンテーション			
9:40~11:10	科目①	科目④	科目⑧	科目⑩
11:20~12:50	科目②	科目⑤	科目⑪	科目③
13:40~15:10	科目③	科目⑥	科目⑨	科目⑤
15:20~16:50	科目⑦	科目⑫	科目⑭	科目⑬

5. 資料代(テキスト代込)

①資料代として、3,700 円が必要となります。

※資料代の内訳

テキスト 2,200 円、放課後児童クラブ運営指針解説書(令和7年4月) 770 円、資料代 730 円

※『放課後児童クラブ運営指針解説書(令和7年4月)』をお持ちの方は、テキスト代と資料代のみの
2,930 円となります。

③ 受講決定後、受講票とともに資料代の払込票をお送りします。期日までにご入金ください。

④ テキスト、運営指針解説書、資料は、研修初日に会場にてお渡しいたします。

6. 申込み方法

(1) 申込み先

① 各市町村担当課に受講の申込みをお願い致します。

② 受講には、市町村の推薦が必要となります。下記の注意事項をご確認の上、申込みください。

注1: 資格要件を明確に満たす方の申込みをお願い致します。

基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの判断は、原則申込日を基準とします。

注2: 受講申込みにあたって頂いた情報は、認定資格研修に関することに使用するほか、こども家庭庁への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互の利用・提供の為に使用します。

注3: 全日程受講できることが申し込みの要件となります。認定資格研修について次年度以降も継続的な開催を予定しておりますので、申し込み時点で参加できない日が判明している場合は、申し込みをご遠慮ください。

(2) 提出締め切り

9月7日(月) 必着

※ 締め切り日までに市町村担当課にお申し込みください。

※ 書類の取り寄せに時間がかかる場合は、個別対応いたします。ご相談ください。

(3) 受講クラスの決定

本島地域においては、選択いただいた希望クラスを踏まえ、受講クラスを決定いたします。

受講クラスは、受講決定通知をもってご連絡致します。

受講決定通知書 送付予定日

本島クラス(4会場) 9/30(水)

※ クラスによって定員割れ・定員超過が発生した場合は、調整を行う場合があります。

(4) 提出書類

下記をご確認の上、間違いのないようご提出ください。

(注) 保育士や教諭資格などは、更新されていないものでも可としています。

号	該当する資格	提出書類
1	保育士資格を有する者 ※資格を取った年や養成課程によって名称が異なります。	☐ 令和8年度沖縄県放課後児童支援員認定資格研修 申込書 写真は、上半身脱帽正面向 4 cm×3 cm、<u>6 か月以内</u>に撮影したもの。 裏面に市町村名と氏名をボールペンで記入の上、申込書に貼付。 ☐ 本人確認書類 運転免許証・資格確認証・住民票(3か月以内に発行したもの)・マイナンバーカードの表面・パスポートのいずれかの写し ※本人確認書類のコピーは、A4サイズでお願いします。 ☐ 受講資格証明書類(下記のいずれかの書類の写し) ・保育士証 ・指定保育士養成施設卒業証明書 ・保育士養成課程修了証明書 ・保育士試験合格通知書 ・保育士(又は保母)資格証明書 (注) 氏名変更等により「受講資格証明書類」と「本人確認書類」(免許証等)の氏名と異なっている場合は、<u>戸籍抄本を添付</u>してください。
2	社会福祉士資格を有する者	☐ 令和8年度沖縄県放課後児童支援員認定資格研修 申込書 写真は、上半身脱帽正面向 4 cm×3 cm、<u>6 か月以内</u>に撮影したもの。 裏面に市町村名と氏名をボールペンで記入の上、申込書に貼付。 ☐ 本人確認書類 運転免許証・資格確認証・住民票(3か月以内に発行したもの)・マイナンバーカードの表面・パスポートのいずれかの写し ※本人確認書類のコピーは、A4サイズでお願いします。 ☐ 受講資格証明書類 社会福祉士登録証の写し (注) 氏名変更等により「受講資格証明書類」と「本人確認書類」(免許証等)の氏名と異なっている場合は、<u>戸籍抄本を添付</u>してください。

号	該当する資格	提出書類
3	高卒で、2年以上児童福祉事業に従事した者 ※申込み時点で、「<u>2年以上</u>」と「<u>累計 2000 時間</u>」のいずれも満たしていること。	☐ 令和8年度沖縄県放課後児童支援員認定資格研修 申込書 写真は、上半身脱帽正面向 4 cm×3 cm、<u>6 か月以内</u>に撮影したもの。 裏面に市町村名と氏名をボールペンで記入の上、申込書に貼付。 ☐ 本人確認書類 運転免許証・資格確認証・住民票（3か月以内に発行したもの）・マイナンバーカードの表面・パスポートのいずれかの写し ※本人確認書類のコピーは、A4サイズでお願いします。 ☐ 受講資格証明書類（下記のいずれかの書類の写し） ・高校の卒業証明書（卒業証書のコピー可） ・大学入学資格検定合格証明書 ・高等学校卒業程度認定試験合格書 ☐ 実務経験証明書（事業者が証明する） ※一事業所で時間が満たない場合は、複数事業所で取る必要がある。 ※障害児通所支援事業、放課後等デイサービス、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミサポ）、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童相談所 （注）氏名変更等により「受講資格証明書類」と「本人確認書類」（免許証等）の氏名と異なっている場合は、<u>戸籍抄本を添付</u>してください。
4	教育職員免許法第4条に規定する免許状（※1）を有する者	☐ 令和8年度沖縄県放課後児童支援員認定資格研修 申込書 写真は、上半身脱帽正面向 4 cm×3 cm、<u>6 か月以内</u>に撮影したもの。 裏面に市町村名と氏名をボールペンで記入の上、申込書に貼付。 ☐ 本人確認書類 運転免許証・資格確認証・住民票（3か月以内に発行したもの）・マイナンバーカードの表面・パスポートのいずれかの写し ※本人確認書類のコピーは、A4サイズでお願いします。 ☐ 受講資格証明書類 教育職員免許状 ・教育職員免許状授与証明書のいずれかの写し ※1 教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者。（特別支援学校教諭免許状、養護教諭免許状、栄養教諭免許状、臨時免許状、特別免許状を有する者も含まれます。） （注）氏名変更等により「受講資格証明書類」と「本人確認書類」（免許証等）の氏名と異なっている場合は、<u>戸籍抄本を添付</u>してください。

号	該当する資格	提出書類
5	大学で関係課程を学び卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む）	☐ 令和8年度沖縄県放課後児童支援員認定資格研修 申込書 写真は、上半身脱帽正面向 4 cm×3 cm、<u>6 か月以内に撮影したもの</u>。 裏面に市町村名と氏名をボールペンで記入の上、申込書に貼付。
6	関係課程を学び大学院に入学した者	☐ 本人確認書類 運転免許証・資格確認証・住民票（3か月以内に発行したもの）・マイナンバーカードの表面・パスポートのいずれかの写し ※本人確認書類のコピーは、A4サイズでお願いします。 ☐ 受講資格証明書類 下記の2つが必要になります。 ①大学及び大学院の卒業証明書 ②大学及び大学院の成績証明書 ※社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学の修得科目の科目名・単位数・成績を証明 ※上記、学問名に関して、大学や短大で対応する学習を行い、学士等を修得したことを指しており、単に関連する単位を修得したことを指すものではない。
7	大学院で関係課程を学び卒業した者	
8	外国の大学で関係課程を学び卒業した者	(注) 氏名変更等により「受講資格証明書類」と「本人確認書類」（免許証等）の氏名と異なっている場合は、<u>戸籍抄本を添付</u>してください。
9	高卒で、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者 ※申込み時点で、「<u>2年以上</u>」と「<u>累計 2000 時間</u>」のいずれも満たしていることが必要です。	☐ 令和8年度沖縄県放課後児童支援員認定資格研修 申込書 写真は、上半身脱帽正面向 4 cm×3 cm、<u>6 か月以内に撮影したもの</u>。 裏面に市町村名と氏名をボールペンで記入の上、申込書に貼付。 ☐ 本人確認書類 運転免許証・資格確認証・住民票（3か月以内に発行したもの）・マイナンバーカードの表面・パスポートのいずれかの写し ※本人確認書類のコピーは、A4サイズでお願いします。 ☐ 受講資格証明書類（下記のいずれかの書類の写し） ・高校の卒業証明書（卒業証書のコピー可） ・大学入学資格検定合格証明書 ・高等学校卒業程度認定試験合格書 ☐ 実務経験証明書（事業所が証明する書類） ※一事業所で時間が満たない場合は、複数事業所で取る必要がある。 ※放課後児童健全育成事業に類似する事業の種別は、民間学童（「放課後児童健全育成事業」の届出を行っていない類似の事業所）、児童館の児童厚生員、放課後子ども教室等 ※市町村長の認定（押印）が必要です。 (注) 氏名変更等により「受講資格証明書類」と「本人確認書類」（免許証等）の氏名と異なっている場合は、<u>戸籍抄本を添付</u>してください。

号	該当する資格	提出書類
10	5年以上、放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者 ※申込み時点で、「5年以上」と「累計 5000 時間」のいずれも満たしていることが必要です。	□令和8年度沖縄県放課後児童支援員認定資格研修 申込書 写真は、上半身脱帽正面向 4 cm×3 cm、6 か月以内に撮影したもの。 裏面に市町村名と氏名をボールペンで記入の上、申込書に貼付。 □本人確認書類 運転免許証・資格確認証・住民票（3か月以内に発行したもの）・マイナンバーカードの表面・パスポートのいずれかの写し ※本人確認書類のコピーは、A4サイズでお願いします。 □実務経験証明書（事業所が証明する書類） ※一事業所で時間が満たない場合は、複数事業所で取る必要がある。 ※市町村長の認定（押印）が必要です。 （注）氏名変更等により「受講資格証明書類」と「本人確認書類」（免許証等）の氏名と異なっている場合は、<u>戸籍抄本を添付</u>してください。

7. 受講から認定までの流れ

（1）受講決定通知、受講票等の送付・受取

受講者本人へ、受講決定通知と受講票等を郵送します。

研修当日、受講票で本人確認と出席管理をしますので、受講票は、毎回必ず持参ください。

（2）評価レポートの提出

認定資格研修を修了するには、16科目の受講（免除者除く）と、全科目のレポートの提出（全受講者）が必要です。
レポート提出方法・期限等の詳細は、研修1日目のオリエンテーションにてご案内いたします。

（3）修了の認定と修了証の交付

- ①認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められるものに対して、沖縄県知事が認定を行い、全国共通の「放課後児童支援員認定研修修了証」が交付されます。修了証等は県から修了者本人へ送付されます。
- ②科目ごとに出席状況を確認いたします。講義開始前までに着席をお願いします。15分以上の遅刻は入室可能ですが、科目の修了は認められません。早退、離席についても15分以上の退室は、その科目の修了を認められません。
- ③やむを得ない理由により一部を欠席したと認められる場合、申し出により、沖縄県知事から「放課後児童支援員認定研修 一部科目修了証」が発行されます。
- ④一部科目修了者の全科目の履修は、一部科目修了証の発行時から1年以内に取得することが望ましいとされています。

8. 研修項目と科目、時間数と履修免除

(1) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解【4.5 時間・90 分×3科目】

- ①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③こども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

(2) こどもを理解するための基礎知識【6.0 時間・90 分×4科目】

- ④こどもの発達理解
- ⑤児童期(6 歳～12 歳)の生活と発達
- ⑥障害のあるこどもの理解
- ⑦特に配慮を必要とするこどもの理解

履
修
免
除
科
目

保 育 士:④、⑤、⑥、⑦

社会福祉士:⑥、⑦

教 諭:④、⑤

(3) 放課後児童クラブにおけるこどもの育成支援【4.5 時間・90 分×3科目】

- ⑧放課後児童クラブに通うこどもの育成支援
- ⑨こどもの遊びの理解と支援
- ⑩障害のあるこどもの育成支援

(4) 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力【3時間・90 分×2科目】

- ⑪保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫学校・地域との連携

(5) 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応【3時間・90 分×2科目】

- ⑬こどもの生活面における対応
- ⑭安全対策・緊急時対応

(6) 放課後児童支援員として求められる役割・機能【3時間・90 分×2科目】

- ⑮放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守